独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ティーケーピー		コード	3479
提出日	2020/5/15	異動（予定）日	2020/5/29	
独立役員届出書の提出理由	新たに独立役員として西條晋一氏が社外取締役に就任するため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	辻　晴雄	社外取締役	○										△					有
2	渡邉　康平	社外取締役	○										△					有
3	西條　晋一	社外取締役	○										○				新任	有
4	曽我部　義矩	社外監査役	○										△					有
5	重　隆憲	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	辻晴雄氏は、過去に当社の取引先であるシャープ株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	大手上場企業における企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、選定いたしました。なお、同氏は左記のとおり過去に当社の取引先であるシャープ株式会社の業務執行者でありましたが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	渡邉康平氏は、過去に当社の取引先である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	大手上場企業における企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、選定いたしました。なお、同氏は左記のとおり過去に当社の取引先である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありましたが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	西條晋一氏は、当社の取引先であるＸＴｅｃｈ株式会社およびエキサイト株式会社の業務執行者でありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	ＩＴ業界での新規事業の立上げやインキュベーションの分野での豊富な経験と高い見識から、当社に対して中立的な立場から助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、選定いたしました。なお、同氏は左記のとおり当社の取引先であるＸＴｅｃｈ株式会社およびエキサイト株式会社の業務執行者でありますが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	曽我部義矩氏は、過去に当社の取引銀行である株式会社あおぞら銀行および取引先である東急リバブル株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	大手銀行での豊富な経験ならびに企業経営に対する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、選定いたしました。当社株式を所有しておりますが、それ以外に当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。なお、同氏は左記のとおり過去に当社の取引銀行である株式会社あおぞら銀行および取引先である東急リバブル株式会社の業務執行者でありましたが、その取引額及び借入額は僅少であり、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。当社株式を所有しておりますが、それ以外に当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。